

ID: 3036

担当部署: 総務課

処分の概要	技術上の基準適合命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第14条第2項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第14条の規定による。 第14条 火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫を、その構造、位置及び設備が第12条第3項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が、第12条第3項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日